

【共通資料①】 性同一性障害者特例法

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）

第1条[趣旨]

この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

第2条[定義]

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

第3条[性別の取扱いの変更の審判]

家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に未成年の子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

第4条[性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い]

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

附則 抄

1[施行期日] この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

2[検討] 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

3[性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置] 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第12条第1項第4号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第4条第1項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

附則（平成20年6月18日法律第70号）

1[施行期日] この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2[経過措置] この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

3[検討] 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

附則（平成23年5月25日法律第53号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

【共通資料②】 性同一性障害者特例法に関する主な出来事

	主な出来事
1970 (S45)	ブルーボーイ事件結審、性転換手術を実施した医師の有罪判決が確定
1996 (H8)	埼玉医科大学倫理委員会が性転換治療を医療行為として認める答申
1997 (H9)	日本精神神経学会「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」公表
1998 (H10)	埼玉医科大学において公式に性別再指定手術(SRS)が開始される
2000 (H12)	自由民主党内に性同一性障害に関する勉強会を設置
2001 (H13)	公式に性別適合手術を終えた当事者を含む6人の戸籍訂正一斉申立 → すべて却下
2003 (H15)	性同一性障害者特例法成立(【共通資料①】)
2004 (H16)	性同一性障害者特例法施行、那覇家裁が初の変更審判
2005 (H17)	東京高裁が3条5要件について合憲と判断(【共通資料③】)
2008 (H20)	性同一性障害者特例法3条2号を「現に未成年の子がいないこと」に改正
2013 (H25)	最高裁が性同一性障害の男性を「父」と認定

【共通資料③】 3条に規定される5要件の立法趣旨

※2005年(平成17)年5月17日、東京高等裁判所において特例法3条の各要件は「いずれも十分な合理的根拠があるものというべき」であり、合憲であるとの判断が下されています。立法府の主張(南野知恵子監修『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』(日本加除出版・2004)参照)をそのまま容認した判断です。

特例法3条	東京高等裁判所により合憲とされた立法趣旨
一 二十歳以上であること。	性別はその人の人格にかかわる重大な事柄である上、その変更は不可逆的なものとなるため、本人に慎重に判断させる必要があることなど
二 現に婚姻をしていないこと。	同性婚という現行法秩序において解決困難な問題の発生を回避する必要があること
三 現に子がないこと。*	親子関係などの家族秩序に混乱を生じさせたり、子の福祉に影響を及ぼすことがないようにする必要があること
四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。	性別の取扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っているのは相当でないこと
五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。	他の性別に係る外性器に近似する外観がないことによって生ずる可能性のある社会生活上の混乱を回避する必要があること

* 3号は2008年に「現に未成年の子がいないこと」に改正。東京高等裁判所の決定時は旧規定。

「LGBT と法律 性別の変更について考える」

三橋順子 (明治大学非常勤講師: 性社会文化史)

1 「G I D 特例法」以前の性別移行にともなう戸籍の続柄訂正事例

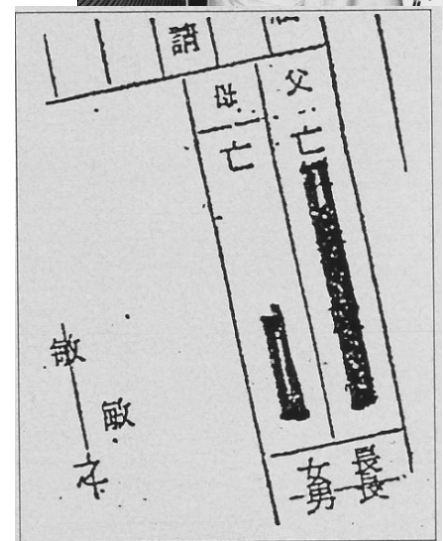
(1) 布川敏の事例 (* 1, 2, 3)

- ・ 布川敏 (源氏名: ボケ、男性名: 敏之) は、1927年生 (昭和2)、老舗のゲイバー「青江」のNo1ホステスとして活躍、1974年、アメリカのスタンフォード大学病院で性転換症の診断に基づき造脛手術を受けた (37歳)。一時帰国した際に、名前の変更を相談した東京家庭裁判所の相談員に戸籍の続柄 (性別) 訂正の可能性を示唆され、手術証明書などの書類を用意して戸籍の続柄訂正を東京家庭裁判所に申請し、1980年11月12日に同裁判所で許可となり (東京家裁昭和55年10月28日審判)、同17日に港区役所で名前の変更と続柄 (性別) の訂正 (長男→長女) が行われた (* 4)。その後、1983年、女性としてのアメリカ人男性と結婚した (* 5)
- ・ この事例について、法務省民事局第二課は「家裁の許可書と戸籍謄本、それに印鑑と戸籍訂正申請書を市役所に持っていけば、戸籍の性も変えられる。こういったことは、今や全国的に可能とみていいでしょう」とコメントしている (* 4)
- ・ しかし、布川の戸籍性別訂正の事実は、いつしか忘れ去られてし



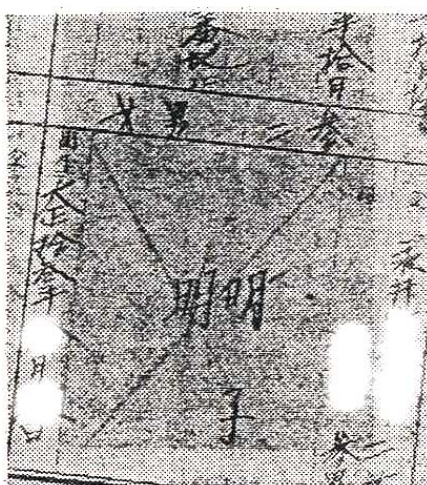
まった。1990年代後半、国内における性転換手術が性同一性障害に対する医療行為として社会認知を得た後、次の課題として手術後の戸籍の性別変更問題浮上してきた際、法務省は一貫して「訂正を認めた事例は無い」としていた。

- ・ これに対し、三橋は『週刊文春』の記事の存在をマスコミ関係者に知らせ、と連携して布川の所在を捜し、ハワイでレストランを経営していることを突き止め、本人から戸籍のコピーの提供を受け、性別訂正が事実であることを1999年3月に確認した (* 6)。写真週刊誌『FLASH』 (光文社) がまず報道し、さらに同年6月に「サンデー・プロジェクト」 (テレビ朝日) が本人のインタビューを含む特集を放送した。
- ・ その後、東京家庭裁判所もこの事実を確認し (* 7)、「訂正を認めた事例は無い」とする法務省見解は崩れることになった。



(2) 永井明子の事例 (*8)

- 永井明子(男性名:明)は、1924(大正13)年、東京葛飾区の生まれで、聖路加病院に雑役夫として勤めていた時に、男性への愛情をきっかけに転性を決意し、1950年8月から51年2月にかけて東京台東区上野の竹内外科と日本医科大学付属病院(執刀:石川正臣教授)で2回に分けて精巣と陰茎の除去手術と造脘手術を受け、さらに別の病院で乳房の豊胸手術を受けた。インターセックスではなく、完全な男性からの「性転換」で、手術完了の時点で27歳(*9)。
- イギリスのRoberta Cowell(男性名:Robert)の事例(1951年5月)よりわずかに早く、戦後世界初の「性転換手術」である可能性が大。
- 永井は、手術後、1954年11月までの間に、「明」から「明子」への改名と、「参男」から「二女」への続柄(性別)の訂正を行っている(*10)。おそらく、戸籍法113条による訂正と思われる。



- *1 三橋順子「性転換の社会史(2) - 「性転換」のアンダーグラウンド化と報道、1970~90年代前半を中心に -」(『戦後日本女装・同性愛研究』中央大学出版部、2006年3月)
- *2 山内俊雄『性転換手術は許されるのか 一性同一性障害と性のあり方』明石書店、1999年9月)
- *3 大島俊之『性同一性障害と法』(『日本評論社、2002年6月』)
- *4 「性転換して女の戸籍を闘いとした“男”の術前術後」(『週刊文春』1981年4月23日号)
- *5 「性転換手術で女の戸籍を得た男が、本物の男と結婚していた」(『週刊文春』1986年5月1日号)
- *6 「日本で一人! め→♀に戸籍変更の“性転換熟女”」(『FLASH』1999年3月30日・4月6日号)
- *7 東海林保「いわゆる性同一性障害と名の変更事件、戸籍訂正事件について」(『家庭裁判月報』52-7、2000年)
- *8 三橋順子「性転換の社会史(1) - 日本における「性転換」概念の形成とその実態、1950~60年代を中心に -」(『戦後日本女装・同性愛研究』中央大学出版部、2006年3月)
- *9 第1報は『日本観光新聞』1953年9月4日号・9月18日号)。詳報は「日本版クリスチーナ 男から女へ キャバレーの女歌手で再出発」(『週刊読売』1953年10月4日号)
- *10 「恐ろしい人工女性現わる! - 宿命の肉体“半陰陽” -」(『日本週報』1954年11月5日号)

※ 少なくとも1980年までは、「性転換症」の診断で「性転換手術」を受けた人が、戸籍法113条によって、家庭裁判所で戸籍の続柄（訂正）をすることは可能だった。法務省もそれを認めていた。「染色体主義」が台頭し認められなくなるのは、名古屋高裁昭和54年（1979）11月8日決定（二男→長女・却下）が最初。

2 「G I D特例法」制定時の議論

（1）2つの路線

① 立法（特例法）路線（大島俊之神戸学院大学教授）

「大島3要件」（G I D診断・手術済・非婚）を盛り込んだ「性転換法」の実現を目指す。

② 戸籍法（113条）改訂路線（三橋順子）

過去の訂正事例をベースに、戸籍法113条の条文改訂により、性別訂正の間口を広げることを目指す。

当初、大島教授も②の路線に近かった（戸籍法113条の「錯誤」の意味の拡大解釈*3）が、その後、路線転換。

（2）「G I D特例法」への批判

- ・ 医療を前提にし、対象を「性同一性障害者」に限定した枠組み（トランスジェンダリズムからの批判）
- ・ 非婚要件（レズビアンの中野ゆきからの批判）
- ・ 子無し要件（子どもがいる当事者からの強い反対「子供を殺せ、と言うのか！」）
- ・ 生殖能力喪失要件（生殖権との安易なバーターへの疑問：三橋 *9）
- ・ 外性器近似要件（性器形態至上主義、「近似」の曖昧さへの疑問：三橋）

*11 三橋順子「往還するジェンダーと身体—トランスジェンダーを生きる—」

（鷲田清一編『身体をめぐるレッスン 1 夢みる身体 Fantasy』岩波書店 2006年11月）

3 「新・性別移行法」の制定に向けて

（参照1）ジョグジャカルタ原則（2007年3月26日、国際連合人権理事会で承認）

第3原則 法の下に承認される権利

万人はあらゆる場所において法の前に人としてその人格を承認される権利を有する。多彩な性的指向や性同一性を持った人々は生活のあらゆる場面において法的能力を享受する。各個人の自己規定された性的指向や性同一性はその個人の人格に不可欠なものであり、自己決定権、尊厳、自由の最も基本的側面の一つである。性同一性の法的承認、つまり法的性別変更の条件にホルモン療法や不妊手術や性別適合手術といった医学的治療は必須とされない。結婚している、あるいは親であると

ような法制度はすでに過去のもの。

- ・ 現行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年）には、国際的な人権法に照らして様々な問題がある。
- ・ 現状は、性別の変更を望む人たちの人権が侵害された状態。
戸籍変更のために必ずしも望まない手術を受けざるを得ない。
費用負担、身体への負荷、医療事故のリスク
- ・ 現行の「G I D特例法」を廃して、人権を前提とし、ジョグジャカルタ原則や国連諸機関共同声明などの国際的な人権法に則った、新たな「性別移行法」を制定する必要がある。

（3）「新・性別移行法」の制定のポイント

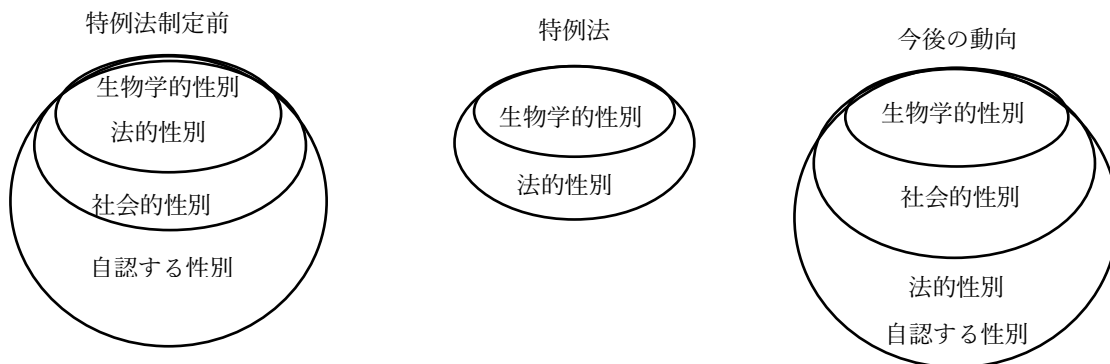
- ① 病理を前提としない。
- ② 年齢以外の要件を規定しない。
- ③ 家裁での審判システムを残す。
 - ← 形式的であっても乱用防止の効果
- ④ 「お試し期間」（Real Life Experience）を設ける。
 - ← 性別移行の実質性の担保
- ⑤ 興味本位の乱用や再変更の頻発を防止する工夫。
 - 申請と許可の間に「熟慮期間」として一定期間（1年）を置く
 - 「お試し期間」にもなる

※ 現在の政治状況では、実現は容易ではないが、
国際的な人権概念（性別の自己決定）に照らして、恥ずかしくない法制度を！
より多くの性別移行を望む人たちが享受できる法制度を！
たとえ一歩ずつでも前へ！

I 総論

1 本報告で扱う性別とは

- ・ 生物学的性別→外性器、染色体により判断。多様。
- ・ 法的性別→戸籍に記載された性別。二元論。特例法により、一定の要件のもとで変更可能。
- ・ 社会的性別→本人が社会において認知されている性別。多様。外部から認識可能。変更可能。
- ・ 自認する性別→本人が自認する性別。多様。外部から認識可能？ 変化しうる。



2 特例法の基本的な考え方

「本法律は、あくまでも性同一性障害という疾患を有する者についてのみ、厳格な要件・手続の下で例外的に心理的かつ社会的な性によって法的に取り扱うことを認めるにとどまるものといえよう」

「性別に関する自己決定権」は、「権利として保障しているとはにわかに考えることができない」。性別が、「個人の意思によって左右されるべきものではない」

3 本報告の基本的な考え方

- ① 自認する性別による法的性別の決定
- ② 強制されない自己決定
性別決定に関する自由な自己決定に基づくのか、法律によって強制されているのか
- ③ 比較考量のバランス
立法当時の考えが現在も妥当するのか。
- ④ 法的性別と社会的性別
審判に基づく戸籍の記載の変更は一連の過程の始まりではなく、最終段階

II 各論

1 20 歳以上であること（1号）

(1) その後の変化

- ・ 2012年1月のガイドライン第4版では、18歳以下の子どもへの対応が追記

- ・ 文部科学省は学校における児童の性同一性障がいめぐり、状況調査を行い、通知を出す。
- ・ 成人年齢の改正(平成 34 年 4 月 1 日施行)により、18 歳となる。
- ・ お茶の水女子大学は、トランスジェンダーの学生の受入を 2020 年より行う。(その他の女子大学も同様の検討をしている)

(2) 削除の必要性

- ・ 不可逆性の判断としては、心理的な判断が問題となる。年齢要件自体は必須ではない。

2 現に婚姻していないこと(2号)

- ・ 社会的に同性である、法律婚の夫婦の出現を防ぐことはできない。
- ・ 民法の定める離婚の要件、夫婦間の不和も存在しないのに、性別を変更するにあたり離婚が事実上強制されている。
- ・ 夫婦が性的アイデンティティの承認か婚姻継続かの選択という解消不可能な葛藤状況に。

3 現に未成年の子がないこと(3号)

- ・ 社会的性別と法律上の性別の違いを無視し、戸籍の記載の影響を過大に評価。
- ・ 子に影響を与えるのは、社会における親の性別であって、戸籍における法的な性別ではない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(4号)

- ・ 子が生まれるという極めて例外的な事案に対処するために、性別適合手術(生殖腺の除去)を性別変更にあたり事実上強制することの可否。
- ・ 「混乱や問題」は、子ではなく、戸籍について生じている？

5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること(5号)

(1) その後の状況

- ・ 精神科治療、ホルモン療法、手術療法という 3 段階治療の考え方は、2006 年公表の第 3 版で放棄。

(2) 削除の必要性

- ・ 性別適合手術が、その人の性別のあり方を変えるという誤解。
- ・ 性別適合手術は、性同一性障がいの当事者にとって必須という誤解。
- ・ 性別適合手術が、性別違和の解消という本来の目的のためではなく、特例法 3 条 1 項 5 号の要件を満たすために行われるとすれば、本末転倒。

III 再変更

- ・ 現行法の規定はない。再変更は、恣意的な性別の変更ではない。

IV 今後の展開